

事務連絡
令和2年3月2日

障害福祉サービス等事業者 各位

障害保健福祉課長 田中孝太郎

新型コロナウイルス感染症防止について

新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省等からの通知に基づき取り組んでいただいているところですが、別紙のとおり、厚生労働省からの感染症防止のための留意点をまとめましたので、参考に送付いたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報等について、随時、情報提供してまいりますので、こまめなメールチェックをよろしくお願いいたします。

浜松市ホームページにて「障害 コロナ」で検索すると、今までの厚生労働省からの通知が確認できます。

不明な点は、下記担当までご連絡ください。

【連絡先】

障害保健福祉課 指導相談グループ
電話 4 5 7 - 2 8 6 0

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における
感染拡大防止のための留意点について（国通知抜粋）

【入所施設・居住系サービス】

マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること

1 職員等への対応

職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。

なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

2 利用者への対応について

(1) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

これら以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

(2) 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」のP50からのインフルエンザの項での対応も参考としつつ、感染拡大に留意すること。

具体的には、

- ・ 疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
- ・ 個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
- ・ 疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
- ・ 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 など。

(3) 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡の抜粋です。詳細は事務連絡通知をご確認ください。

なお、通知は浜松市のHPにも掲載してあります。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における
感染拡大防止のための留意点について（抜粋）

【入所施設・居住系サービスを除く】

（職員等について）

○ 社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

（利用者について）

○ 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

○ 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

【居宅を訪問して行うサービス等における留意点】

○ 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

(1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。

(2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

令和 2 年 2 月 24 日付厚生労働省事務連絡の抜粋です。詳細は事務連絡通知をご確認ください。

なお、通知は浜松市の HP にも掲載してあります。